

説 明 資 料

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

(平成 17 年度)

指 定 都 市

目 次

大都市財政の実態	1
1 大都市の実態	1
(1) 人口移動の状況	1
(2) 用地費等の状況	3
(3) 公共施設等の実態	4
2 大都市財政の実態	12
(1) 財政構造の推移	12
(2) 福祉対策にかかる財政負担の状況	13
(3) 交通事業、下水道事業、病院事業への繰出金等の状況	14
税制の改正	16
1 税の配分の実質配分とのかい離	16
2 市町村とくに大都市における税収入の伸び悩み	17
(1) 大都市税収の伸びの低さ	17
(2) 歳入中に占める税収入の割合の低下	17
(3) 市町村税の地位の低下	18
(4) 減税施策の影響	19
3 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足	20
4 具体的要望の説明——都市税源拡充の必要性——	21
(1) 市町村税における所得課税の配分割合の少なさ	21
(2) 消費・流通課税の配分割合の低さ	23
(3) 定額課税の税率の現状	24
(4) 租税特別措置等による市町村税の減収	25
(5) 市町村道路特定財源比率の低さ	26
(6) 日本銀行の国庫納付金にかかる適切な措置	27
国庫補助負担金制度等の実情	28
(1) 国直轄事業負担金の現状	28
(2) 超過負担の実態	29
地方債の発行条件の改善	31

大都市財政の実態

1 大都市の実態

大都市への人口、産業経済の集中は、社会資本整備、交通、廃棄物、住宅などの課題を生じさせている。また、用地取得にあたって多額の財政負担を強いられているといった問題もあり、これらにより、大都市特有の財政需要は増加の一途をたどっている。

(1) 人口移動の状況

大都市中心部における人口の減少、周辺部における増加などのいわゆる人口分布のドーナツ化現象及び通勤・通学による人口流動の激化は大都市特有の財政需要をもたらしている。

人口分布のドーナツ化の状況

都市名	7年国調		平成12年国調							
	人口	人口	国伸調率	区数	人口急増区	人口減少区	人口増加最高区		人口減少最高区	
							区名	増加率	区名	減少率
札幌市	千人 1,757	千人 1,822	% 4	10	1	-	清田区	10	-	-
仙台市	971	1,008	4	5	1	-	泉区	10	-	-
さいたま市	967	1,024	6	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	857	887	4	6	1	1	緑区	23	稲毛区	2
川崎市	1,203	1,250	4	7	-	2	-	-	幸区	2
横浜市	3,307	3,427	4	18	1	3	都筑区	33	栄区	4
名古屋市	2,152	2,172	1	16	-	7	-	-	南区	4
京都市	1,464	1,468	0	11	-	5	-	-	東山区	7
大阪市	2,602	2,599	0	24	-	12	-	-	此花区	5
神戸市	1,424	1,493	5	9	2	3	灘区	24	垂水区	6
広島市	1,109	1,126	2	8	1	3	安佐南区	10	中区	3
北九州市	1,020	1,011	1	7	-	5	-	-	八幡東区	6
福岡市	1,285	1,341	4	7	-	-	-	-	-	-
全国合計	125,570	126,926	1	-	-	-	-	-	-	-
全国に占める指定都市人口の割合	16.0%	16.3%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 人口急増区数は、7年国調から12年国調までの間の人口増加率が10%以上であり、かつ、増加数が5,000人以上である区とする。

人口流動の激化の状況

都市名	12年国調				
	夜間人口	流入人口 (流入率)	流出人口 (流出率)	昼間人口 の増減	行政区単位の流入人口 (率)
札幌市	千人 1,822	千人 85 (5%)	千人 62 (3%)	千人 23	千人 545 (30%)
仙台市	1,008	131 (13)	49 (5)	82	350 (35)
さいたま市	1,024	252 (24)	342 (33)	90	- (-)
千葉市	887	178 (20)	202 (23)	24	282 (32)
川崎市	1,250	236 (19)	388 (31)	152	334 (27)
横浜市	3,427	407 (12)	731 (21)	324	973 (28)
名古屋市	2,172	547 (25)	181 (8)	366	1,093 (50)
京都市	1,468	248 (17)	117 (8)	131	536 (37)
大阪市	2,599	1,333 (51)	264 (10)	1,069	1,858 (71)
神戸市	1,493	219 (15)	175 (12)	44	510 (34)
広島市	1,126	98 (9)	60 (5)	38	365 (32)
北九州市	1,011	81 (8)	47 (5)	34	241 (24)
福岡市	1,341	265 (20)	71 (5)	194	571 (43)

(注) 行政区単位の流入人口は、15歳未満を含まず。

(2) 用地費等の状況

道路、公園、社会福祉施設、学校等の公共施設用地をはじめ大都市における土地需要は、依然として多い。

一方、用地取得にあたって多額の財政負担を強いられているといった問題がある。

事業費に占める用地取得費の割合（平成 15 年度決算見込）

（単位：億円、％）

都 市 名	普 通 会 計 歳 出 総 額 (A)	普 通 建 設 事 業 費 (B)	用 地 取 得 費 (C)	(C) / (A)	(C) / (B)
札幌市	8,197	1,204	319	3.9	26.5
仙台市	4,118	987	206	5.0	20.9
さいたま市	3,374	780	313	9.3	40.1
千葉市	3,445	791	126	3.7	15.9
川崎市	5,570	992	304	5.5	30.6
横浜市	14,120	2,535	700	5.0	27.6
名古屋	10,352	1,423	313	3.0	22.0
京都市	6,638	887	158	2.4	17.8
大阪市	17,200	2,197	246	1.4	11.2
神戸市	8,345	818	273	3.3	33.4
広島市	5,418	983	163	3.0	16.6
北九州市	5,274	1,177	332	6.3	28.2
福岡市	7,324	1,179	417	5.7	35.4
計	99,375	15,953	3,870	3.9	24.3
14年度全地方団体	1,009,300	219,598	30,117	3.0	13.7

大都市市街地価格推移表

（昭和30年 = 100）

年次	区分	商 業 地	住 宅 地	工 業 地	用途地域別 平 均	全国用途 地域別平均
昭和30年		100	100	100	100	100
40年		696	1,038	1,514	1,082	768
50年		1,691	3,836	3,963	3,163	2,691
60年		3,163	7,817	5,718	5,611	4,177
61年		4,074	8,571	5,998	6,411	4,296
62年		5,450	10,885	7,024	8,072	4,529
63年		7,726	13,408	8,380	10,324	4,983
平成元年		9,666	15,456	11,146	12,848	5,360
2年		12,337	20,570	14,435	16,712	6,116
3年		12,741	21,002	14,980	17,221	6,751
4年		10,797	17,233	13,013	14,547	6,631
5年		8,374	14,018	11,380	11,938	6,265
6年		6,827	12,820	10,525	10,560	5,978
7年		5,172	11,813	9,699	9,140	5,757
8年		4,086	11,104	9,139	8,120	5,503
9年		3,512	10,689	8,750	7,512	5,280
10年		3,162	10,440	8,437	7,118	5,093
11年		2,800	9,975	7,915	6,595	4,847
12年		2,453	9,401	7,357	6,037	4,567
13年		2,196	8,908	6,669	5,534	4,280
14年		1,966	8,439	6,067	5,078	3,993
15年		1,769	7,965	5,487	4,651	3,709
16年		1,665	7,497	4,891	4,304	3,397

- (注) 1 日本不動産研究所調による。
2 各年とも3月現在の価格による。

(3) 公共施設等の実態

ア 道路の現況

大都市においては、膨大な交通量に比し道路率が低く、慢性的な交通渋滞が発生しており、道路整備が不十分である。しかも、これらの道路は自動車交通を中心として整備されてきたため、生活道路を中心とした市道の整備が遅れているのが現状である。

道 路 の 現 況

都市名	平日の12時間平均交通量(台/12h)	平日の12時間平均混雑度	道路率 (%)		改良率(14.4.1)(%)				舗装率(14.4.1)(%)			
	11年	11年	40年	14年	国道	道府県道	市道	計	国道	道府県道	市道	計
札幌市	17,878	1.13	2.0	5.4	100	99	74	76	100	92	13	19
仙台市	14,732	0.98	1.7	3.4	96	84	81	82	99	87	43	48
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	20,973	1.06	-	8.1	100	83	67	69	100	99	23	28
川崎市	17,660	1.12	6.1	11.8	100	99	75	76	100	100	75	77
横浜市	24,554	1.19	5.4	12.1	100	92	69	70	100	100	82	83
名古屋市	20,589	0.97	11.0	16.7	100	95	65	68	100	96	29	35
京都市	10,844	1.25	2.6	3.6	83	57	53	54	94	79	54	59
大阪市	22,610	1.07	11.1	17.8	100	94	83	84	100	100	88	89
神戸市	13,564	0.89	3.0	6.1	96	78	51	54	99	87	50	54
広島市	12,552	1.09	6.8	3.7	96	61	68	68	100	66	41	45
北九州市	14,111	1.00	3.1	6.1	93	62	57	59	99	86	24	30
福岡市	13,353	1.26	4.3	8.1	100	83	72	73	100	85	22	28
全 国	5,330	0.78	-	1.8	90	65	53	56	89	58	17	25

- (注) 1 国土交通省道路局編「道路統計年報(2003年版)」及び「道路交通センサス(平成11年度)」による。
 2 平日の12時間平均交通量は、平日の午前7時から午後7時までの一般道路で全車を対象とする交通量である。
 3 平日の12時間平均混雑度は、平日の午前7時から午後7時までの一般道路の交通量の交通容量に対する比である。
 4 道路率は、市域面積に占める道路面積(道路部)の割合である。
 5 改良率及び舗装率は、国・道府県・市道の区分による当該実延長に対する改良舗装の延長率である。(なお、14年の改良済延長については国道・道府県道の幅員5.5m未満のもの、舗装済延長については簡易舗装道を除く。)

イ 都市公園の現況

大都市における公園は、防災・過密対策として極めて重要な施設であり、市民の旺盛なスポーツ・レクリエーション需要を満たすうえからも、また、国土緑化や都市公害対策としての緑地保全・都市緑化の点からも欠かせないものであるが、まだ公園面積の最低基準に達していない都市が大半であり、十分といえない状況である。

都市公園の現況（平成16年4月1日現在）

都市名	都市公園 計画面積	都市公園 開設面積	住民1人当たり公園面積		
			計 画	開 設	都市公園法 基準達成率
	ha	ha	m ²	m ²	%
札幌市	3,033	1,957	16.4	10.6	106
仙台市	994	1,216	10.0	12.2	122
さいたま市	634	514	6.0	4.8	48
千葉市	875	797	9.6	8.7	87
川崎市	1,297	483	10.0	3.7	37
横浜市	2,549	1,601	6.7	4.5	45
名古屋市	2,809	1,486	12.8	6.8	68
京都市	1,498	663	10.4	4.5	45
大阪市	1,271	919	4.8	3.5	35
神戸市	3,400	2,490	20.0	16.4	164
広島市	1,346	879	11.8	7.7	77
北九州市	1,411	1,075	14.1	10.8	108
福岡市	1,760	1,190	12.0	8.6	86

- (注) 1 各公園面積には、市域内の国営・道府県営公園を含む。
 2 住民1人当たりの公園面積の算出は、平成16年4月1日現在人口による。
 3 都市公園法基準達成率は、1人当たり基準面積を10m²とした。

ウ 公共下水道普及状況

下水道は都市の基盤的施設であり、安全面・衛生面で、その重要度、緊急度が極めて高い事業であるため、大都市における公共下水道の普及を進めていく必要があり、また、その機能を維持するための計画的な改築・更新、浸水対策及び環境保全対策が重要な課題である。

公共下水道の普及状況（平成16年3月31日現在）

都市名		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
区分	全市域面積 ha	112,112	78,809	16,833	27,208	14,435	43,498	32,645	61,022	22,196	55,081	74,175	48,555	34,600
	市街地面積 (A) ha	22,626	12,969	10,463	11,678	13,151	33,022	27,406	13,983	21,145	20,042	13,410	15,640	15,097
	排水面積 (B) ha	24,225	16,155	8,199	10,575	10,437	30,600	27,090	15,025	19,009	12,007	12,961	15,554	16,286
	処理面積 (C) ha	24,225	16,155	8,199	10,576	10,436	30,458	27,090	15,025	19,009	16,394	12,958	15,554	16,286
	行政区域内人口 (D) 千人	1,858	1,005	1,062	913	1,297	3,538	2,192	1,430	2,618	1,515	1,138	1,005	1,346
	排水区域内人口 (E) 千人	1,848	974	857	841	1,277	3,526	2,141	1,420	2,618	1,375	1,051	994	1,334
	処理区域内人口 (F) 千人	1,848	974	857	841	1,277	3,525	2,141	1,420	2,618	1,488	1,051	994	1,334
面積による普及率%	排水 $\left(\frac{B}{A}\right)$	107.1	124.6	78.4	90.6	79.4	92.7	98.8	107.5	89.9	59.9	96.7	99.5	107.9
	処理 $\left(\frac{C}{A}\right)$	107.1	124.6	78.4	90.6	79.4	92.2	98.8	107.5	89.9	81.8	96.6	99.5	107.9
人口による普及率%	排水 $\left(\frac{E}{D}\right)$	99.5	96.9	80.7	92.1	98.5	99.7	97.7	99.3	100.0	90.8	92.4	98.9	99.1
	処理 $\left(\frac{F}{D}\right)$	99.5	96.9	80.7	92.1	98.5	99.6	97.7	99.3	100.0	98.2	92.4	98.9	99.1

（注）「平成15年度地方公営企業決算調査表」による。

エ 廃棄物処理施設（ごみ処理）の現況

大都市においては、人口や企業の集中と生活水準の向上・活発な経済活動に伴い、ごみ排出量の増大や質の多様化といった問題が生じており、焼却による衛生的処理体制の確立や埋立処分場の確保、ダイオキシン類削減対策などに鋭意に取り組んでいるところである。

さらに、循環型社会の形成推進のためには、ごみ減量施策を進めるとともに、リサイクルの一層の推進のための分別収集・資源化体制の推進やそのための施設整備などが急がれている。

一人当たりごみ収集量

区 分	年間総収集量 (A)	処 理 人 口 (B)	処理人口1人当たり ごみ収集量 (A)/(B)
全 国	50,795,156 ^t	128,482,102 ^人	395 ^{kg}
札幌市	948,548	1,846,236	514
仙台市	444,200	1,000,855	444
さいたま市	420,676	1,050,995	400
千葉市	407,568	905,206	450
川崎市	524,907	1,283,956	409
横浜市	1,635,030	3,530,702	463
名古屋市	820,405	2,170,705	378
京都市	722,476	1,430,106	505
大阪市	1,669,556	2,611,609	639
神戸市	967,867	1,528,378	633
広島市	443,866	1,133,264	392
北九州市	512,061	1,008,197	508
福岡市	694,453	1,332,586	521

(注) 「平成14年度公共施設状況調」による。

ごみ処理の現況

(単位：千トン、%)

都市名	区分	年間処理量				伸び率			処理方法(16年度)	
		2年度 (A)	7年度 (B)	12年度 (C)	16年度 (D)	(D)/(A)	(D)/(B)	(D)/(C)	焼却	埋立
札幌市	生ごみ	860	881	787	672	78.1	76.3	85.4	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	226	227	180	262	115.9	115.4	145.6		
	焼却灰	130	107	153	102	78.5	95.3	66.7		
	計	1,216	1,215	1,120	1,036	85.2	85.3	92.5		(267)
仙台市	生ごみ	353	388	442	402	113.9	103.6	91.0	98.5	1.5
	耐久消費財廃材等	46	44	40	50	108.7	113.6	125.0		
	焼却灰	61	60	65	61	100.0	101.7	93.8		
	計	460	492	547	513	111.5	104.3	93.8		(68)
さいたま市	生ごみ	291	291	321	378	129.9	129.9	117.8	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	60	42	42	36	60.0	85.7	85.7		
	焼却灰	44	28	25	29	65.9	103.6	116.0		
	計	395	361	388	443	112.2	122.7	114.2		(65)
千葉市	生ごみ	278	273	306	340	122.3	124.5	111.1	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	77	68	62	89	115.6	130.9	143.5		
	焼却灰	52	41	55	35	67.3	85.4	63.6		
	計	407	382	423	464	114.0	121.5	109.7		(36)
川崎市	生ごみ	553	491	482	493	89.2	100.4	102.3	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	21	20	18	10	47.6	50.0	55.6		
	焼却灰	107	92	73	74	69.2	80.4	101.4		
	計	681	603	573	577	84.7	95.7	100.7		(74)
横浜市	生ごみ	1,301	1,365	1,417	1,347	103.5	98.7	95.1	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	191	161	209	232	121.5	144.1	111.0		
	焼却灰	333	341	316	278	83.5	81.5	88.0		
	計	1,825	1,867	1,942	1,857	101.8	99.5	95.6		(291)
名古屋市	生ごみ	729	772	817	742	101.8	96.1	90.8	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	211	185	41	16	7.6	8.6	39.0		
	焼却灰	130	129	127	90	69.2	69.8	70.9		
	計	1,070	1,086	985	848	79.3	78.1	86.1		(106)
京都市	生ごみ	609	641	663	591	97.0	92.2	89.1	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	98	131	138	99	101.0	75.6	71.7		
	焼却灰	130	130	128	114	87.7	87.7	89.1		
	計	837	902	929	804	96.1	89.1	86.5		(136)
大阪市	生ごみ	1,856	1,855	1,712	1,720	92.7	92.7	100.5	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	446	314	93	21	4.7	6.7	22.6		
	焼却灰	463	502	378	347	74.9	69.1	91.8		
	計	2,765	2,671	2,183	2,088	75.5	78.2	95.6		(368)
神戸市	生ごみ	640	615	834	707	110.5	115.0	84.8	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	1,342	412	398	118	8.8	28.6	29.6		
	焼却灰	106	105	108	119	112.3	113.3	110.2		
	計	2,088	1,132	1,340	944	45.2	83.4	70.4		(32)
広島市	生ごみ	275	306	310	336	122.2	109.8	108.4	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	101	119	137	111	109.9	93.3	81.0		
	焼却灰	37	43	41	35	94.6	81.4	85.4		
	計	413	468	488	482	116.7	103.0	98.8		(68)
北九州市	生ごみ	318	314	303	306	96.2	97.5	101.0	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	28	27	32	27	96.4	100.0	84.4		
	焼却灰	114	90	95	103	90.4	114.4	108.4		
	計	460	431	430	436	94.8	101.2	101.4		(105)
福岡市	生ごみ	550	662	701	789	143.5	119.2	112.6	100.0	0.0
	耐久消費財廃材等	121	96	77	66	54.5	68.8	85.7		
	焼却灰	98	115	96	99	101.0	86.1	103.1		
	計	769	873	874	954	124.1	109.3	109.2		(145)

(注) 1 ()内は耐久消費財廃材等、焼却灰も含めた年間埋立処理量である。

2 16年度の数量は16年度当初予算ベースである。

オ 義務教育施設の現況

大都市においては、多くの公共施設の緊急整備が要請されているが、周辺部の人口増加に伴い、特に義務教育施設については、不足校舎の整備を進める一方、耐震補強など老朽校舎等の改築が急がれている。

義務教育施設の現況（平成 16 年 5 月 1 日現在）

都 市 名	小 学 校				中 学 校			
	不足校舎		老朽校舎等		不足校舎		老朽校舎等	
	面 積	必要面積 に対する 割 合	面 積	全校舎面 積に対す る 割 合	面 積	必要面積 に対する 割 合	面 積	全校舎面 積に対す る 割 合
	m ²	%	m ²	%	m ²	%	m ²	%
札幌市	47,285	4.4	(19,801) 20,950	1.9	16,941	2.8	(16,979) 16,979	2.6
仙台市	50,258	8.1	(15,410) 20,735	3.4	21,986	6.1	(-) 759	0.2
さいたま市	10,131	2.1	(3,519) 3,519	0.7	1,126	0.4	(-) 980	0.3
千葉市	14,771	12.5	(-) -	-	1,082	4.3	(-) -	-
川崎市	63,260	10.2	(8,467) 8,467	1.5	9,373	3.2	(-) -	-
横浜市	85,873	10.7	(-) 70	0.0	20,355	7.1	(-) 107	0.0
名古屋市	45,783	4.0	(4,392) 5,083	0.4	6,326	1.1	(57) 381	0.1
京都市	54,817	13.7	(39,051) 40,510	5.3	12,273	10.0	(12,275) 13,243	3.3
大阪市	37,080	9.8	(5,481) 6,439	0.4	14,674	7.2	(3,502) 4,694	0.6
神戸市	103,680	12.7	(25,841) 26,446	3.2	29,926	6.7	(7,715) 7,715	1.7
広島市	70,967	17.2	(-) 1,058	0.2	19,726	11.4	(8,156) 9,797	2.8
北九州市	20,354	15.6	(10,827) 10,876	1.7	5,576	12.1	(-) 78	0.0
福岡市	40,253	5.6	(5,765) 9,467	1.2	15,937	4.2	(-) 1,059	0.3
計	644,512		(138,554) 153,620		175,301		(48,684) 55,792	

- (注) 1 不足面積は、総務省「公共施設状況調」による。
 2 老朽校舎等は、木造校舎（20年以上経過したもの）及び老朽鉄筋校舎である。
 3 () 内書きは、老朽鉄筋校舎面積である。

義務教育施設（一般校舎）の整備状況

都市名	小 学 校						中 学 校					
	13 年 度		14 年 度		15 年 度		13 年 度		14 年 度		15 年 度	
	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積	増改築 教室数	増改築 面 積
札幌市	教室 (-) 32	m ² (-) 6,452	教室 (-) 7	m ² (-) 944	教室 (-) 43	m ² (-) 11,290	教室 (-) -	m ² (-) -	教室 (-) -	m ² (-) -	教室 (-) 30	m ² (-) 6,246
仙台市	(4) 46	(599) 9,128	(3) 48	(450) 10,035	(19) 121	(3,348) 27,915	(-) 47	(-) 10,879	(-) 32	(-) 6,464	(-) 4	(-) 944
さいたま市	(-) 2	(-) 326	(-) 9	(-) 1,097	(-) 4	(-) 454	(-) 32	(-) 8,261	(-) -	(-) -	(-) 9	(-) 2,829
千葉市	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 26	(-) 6,861	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 16	(-) 5,588
川崎市	(-) 26	(-) 6,156	(32) 65	(7,650) 6,143	(-) 29	(-) 7,892	(-) -	(-) -	(-) 15	(-) 2,427	(-) -	(-) -
横浜市	(-) 24	(-) 7,557	(-) 36	(-) 9,625	(-) 22	(-) 9,663	(-) -	(-) -	(-) 39	(-) 16,721	(-) -	(-) -
名古屋市	(-) 23	(-) 3,655	(-) 29	(-) 4,150	(-) 31	(-) 4,795	(-) 4	(-) 660	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
京都市	(-) 39	(-) 7,918	(-) 13	(-) 1,883	(-) 11	(-) 2,261	(-) 9	(-) 2,345	(-) 13	(-) 2,729	(-) 20	(-) 4,002
大阪市	(-) 102	(-) 13,144	(-) 106	(-) 13,576	(-) 105	(-) 12,182	(-) 94	(-) 14,233	(-) 87	(-) 13,052	(-) 97	(-) 11,232
神戸市	(-) 23	(-) 11,700	(-) 5	(-) 1,071	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 8	(-) 1,016
広島市	(8) 22	(659) 6,487	(2) 49	(152) 6,406	(-) 4	(-) 913	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
北九州市	(-) 25	(-) 6,776	(-) 20	(-) 6,597	(-) 7	(-) 804	(-) 17	(-) 9,809	(-) 9	(-) 5,971	(-) 9	(-) 4,955
福岡市	(-) -	(-) 700	(-) -	(-) 2,959	(-) 9	(-) 1,701	(-) -	(-) 314	(-) -	(-) 394	(-) -	(-) 674
計	(12) 364	(1,258) 79,999	(37) 387	(8,252) 64,486	(19) 412	(3,348) 86,731	(-) 203	(-) 46,501	(-) 195	(-) 47,758	(-) 193	(-) 37,486

- (注) 1 文部科学省「公立学校建物の実態調査」による。
 2 () 書は、公社等で振替建設を行ったものの外書である。

カ 居住水準の状況

公的住宅の整備は、居住水準が全国平均より著しく立ち遅れている大都市においてこそ必要であり、規模の拡大、住環境の整備など質的向上をも含めて、より一層促進する必要がある。

居 住 水 準 の 状 況

区 分	一住宅当たり 居 住 室 数	一住宅当たり 畳 数	一住宅当たり 延 べ 面 積 ㎡	1 人 当 たり 畳 数	最低居住水準 未 満 世 帯 率 %	持 ち 家 率 %
全 国	4.74	31.4	89.59	11.2	5.1	60.0
札 幌 市	4.03	29.5	76.31	12.0	1.7	46.7
仙 台 市	3.94	26.8	74.86	10.8	4.5	44.6
さいたま市	-	-	-	-	-	-
千 葉 市	4.17	27.5	76.19	10.1	5.2	53.7
川 崎 市	3.47	22.4	59.18	9.1	10.0	40.3
横 浜 市	3.96	26.2	69.95	9.7	7.1	53.6
名 古 屋 市	4.13	27.3	72.60	10.8	5.5	43.3
京 都 市	4.02	24.8	67.50	10.3	6.3	50.9
大 阪 市	3.39	20.4	55.38	8.9	12.5	37.9
神 戸 市	4.11	26.7	72.38	10.3	6.8	52.5
広 島 市	4.25	27.9	75.45	10.9	4.2	47.3
北 九 州 市	4.28	26.9	75.76	10.5	4.8	51.1
福 岡 市	3.66	24.6	64.12	10.4	4.7	36.3

(注) 1 「平成10年住宅・土地統計調査」による。

2 最低居住水準未満世帯率とは、寝室及び食事室の規模により住宅・土地統計で定める条件以下の世帯（最低居住水準未満世帯）の住宅総数に対する割合をいう。

2 大都市財政の実態

(1) 財政構造の推移

大都市の財政は、都市施設の整備に伴う管理運営費とその公債費や扶助費、公営企業会計等への繰出金など義務的な経費が増加している反面、市税収入は極めて厳しい状況にある。

今後も引き続き、少子・高齢化、国際化、情報化社会への対応、地球温暖化対策や廃棄物処理をはじめとした環境問題への対応、都市再生プロジェクトの推進など都市の再生や活性化に関する施策の実施、災害に強い都市づくりなどのほか、地方分権の進展に伴う新たな役割分担への対応など財政需要の増加が見込まれるのに対し、税等一般財源の伸びが期待できないほか、臨時財政対策債や景気対策等に伴う地方債の増発により多額の借入金残高を抱えており、この償還が将来にわたり大きな負担となるなど、大都市の財政運営はますます厳しくなっていくことが予測される。

(単位：億円、%)

区 分		年 度							
		45	50	55	60	2	7	12	14
経常一般財源(A)		3,482	10,188	19,537	26,614	41,191	45,522	51,421	49,577
内 訳	市 税	2,608	7,663	14,414	21,618	32,221	36,186	35,230	35,612
	地 方 交 付 税	541	1,778	3,746	3,417	4,391	4,886	8,588	7,448
	そ の 他	333	747	1,377	1,579	4,579	4,450	7,603	6,517
経常経費充当一般財源(B)		2,307	8,544	15,554	22,034	29,187	39,766	45,989	49,254
内 訳	人 件 費	1,318	4,605	7,360	9,195	11,841	14,670	15,254	15,297
	扶 助 費	121	654	1,341	2,135	2,564	3,593	4,321	4,972
	公 債 費	289	985	2,457	4,217	5,307	7,721	10,702	12,446
	繰 出 金	0	0	0	318	527	1,088	2,041	2,547
	物 件 費・そ の 他	579	2,300	4,396	6,169	8,948	12,694	13,671	13,992
経常収支比率(B)(A)		66.3	83.9	79.6	82.8	70.9	87.4	89.4	99.3

- (注) 1 45年度は、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市の6市計である。
 2 50年度は、札幌市、川崎市、福岡市を加えた9市計である。
 3 55年度及び60年度は、広島市を加えた10市計である。
 4 2年度は、仙台市を加えた11市計である。
 5 7年度及び12年度は、千葉市を加えた12市計である。
 6 14年度は、さいたま市を加えた13市計である。
 7 14年度の経常一般財源には、臨時財政対策債を含む。

(2) 福祉対策にかかる財政負担の状況

高齢者、児童、障害者等に対する福祉施策の充実、とりわけ急速に進展する高齢化に対応するための老人保健福祉施策の推進や介護保険制度の円滑な運営、待機児童の解消などの子育て支援の推進は緊急かつ重要な課題であり、これに要する経費の増大が大都市の財政を圧迫している。

主な福祉対策費の状況

(単位：億円)

区分	年度 項目	50		60		7		15(決算見込)		16(予算)	
		金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
社会福祉費	経費	657	100	1,931	294	4,226	643	5,741	874	6,009	915
	市費	399	100	1,358	340	3,164	793	4,225	1,059	4,263	1,068
老人福祉費	経費	637	100	1,337	210	3,859	606	3,825	600	3,991	627
	市費	238	100	912	383	2,395	1,006	3,159	1,327	3,340	1,403
児童福祉費	経費	1,179	100	2,458	208	4,044	343	6,584	558	7,028	596
	市費	533	100	1,332	250	2,485	466	3,498	656	3,889	730
生活保護費	経費	1,528	100	4,133	270	4,822	316	7,782	509	7,986	523
	市費	400	100	1,367	342	1,455	364	2,342	586	2,312	578
計	経費(a)	4,001	100	9,859	246	16,951	424	23,932	598	25,014	625
	市費(b)	1,570	100	4,969	316	9,499	605	13,224	842	13,804	879
普通会計 歳出決算額	経費(A)	23,984	100	55,085	230	108,362	452	99,392	414	99,210	414
	市費(B)	12,599	100	34,008	270	58,220	462	61,319	487	59,257	470
構成比	(a)/(A)	16.7	/	17.9	/	15.6	/	24.1	/	25.2	/
	(b)/(B)	12.5	/	14.6	/	16.3	/	21.6	/	23.3	/

- (注) 1 老人福祉費のうち、老人医療費は、58年度以降特別会計に移行した。
 2 老人福祉費のうち、介護保険にかかる経費は、平成12年度以降特別会計に移行した。
 3 50～7年度は、さいたま市を除いた12市計である。

(3) 交通事業、下水道事業、病院事業への繰出金等の状況

ア バス事業

行政路線・過密渋滞路線などの運行を確保し、市民交通のシビルミニマムを保持するため、一般会計からの補助が多額に上っている。

バス事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	55	60	2	7	12	16 (予算)
再 建 債 元 金 補 助	5,707	3,429	-	-	-	-
再 建 債 利 子 補 助	333	91	-	-	-	-
バ ス 購 入 費 補 助	6,081	9,251	9,655	10,545	10,360	3,693
基礎年金拠出金公的負担補助	-	-	396	934	1,052	438
そ の 他	17,925	14,623	14,890	22,227	18,217	15,944
計	30,046	27,394	24,941	33,706	29,629	20,075
(参考) 地方交付税の算入額	2,854	2,057	-	154	72	228

(注) 55～12年度は、さいたま市を除いた12市計である。

イ 高速鉄道事業

高速鉄道事業等に対する一般会計からの建設補助金、出資金等は多額に上り、大都市財政圧迫の大きな要因となっている。

高速鉄道事業等に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	55	60	2	7	12	16 (予算)
建 設 補 助	33,822	35,897	61,582	54,977	33,253	19,824
出 資 金	26,712	23,785	39,783	80,820	35,367	47,915
特 例 債 利 子 補 給	1,005	-	4,383	4,513	3,699	2,173
特 例 債 元 金 償 還 補 助	4,102	7,044	16,083	38,506	44,815	24,851
基礎年金拠出金公的負担補助	-	-	841	2,172	2,910	1,923
小 計	65,641	66,726	122,672	180,988	120,044	96,686
出 資 金 起 債 利 子 等	8,269	14,032	16,820	21,083	21,838	18,396
合 計	73,910	80,758	139,492	202,071	141,882	115,082
(参考) 地方交付税の算入額	28,781	40,120	71,755	85,072	78,905	46,186

- (注) 1 出資金起債利子等には、出資金にかかる起債の発行差金を含み、元金償還分を除く。
 2 55～16年度出資金及び出資金起債利子等には、新交通システム・都市モノレール分を含む。
 3 特例債利子補給の50～55年度は、仮定特例債利子補給である。
 4 55～12年度は、さいたま市を除いた12市計である。

ウ 下水道事業

都市化の進展による浸水対策等のため下水道整備を推進することに伴い、下水道事業に対する一般会計からの補助金が多額に上っている。

下水道事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	55	60	2	7	12	16 (予算)
維持管理費補助	54,750	55,300	65,465	94,390	91,123	80,592
建設費補助	20,294	11,544	13,871	48,847	8,326	16,635
企業債元利償還補助	96,972	196,567	248,886	262,777	266,654	278,884
不良債務解消等補助	809	-	3,682	3,247	-	700
基礎年金拠出金公的負担補助	-	-	43	224	209	169
計	172,825	263,411	331,947	409,485	366,312	376,980
(参考)地方交付税の算入額	87,322	177,182	221,905	292,027	290,951	302,489

(注) 55～12年度は、さいたま市を除いた12市計である。

エ 病院事業

医療水準の向上及び住民への良質な医療の供給を図るため、救急・高度医療に要する経費の補助等、病院事業に対する一般会計からの補助金が多額に上っている。

病院事業に対する一般会計からの財政援助状況

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2	7	12	16 (予算)
建設改良費補助	9,674	1,095	564	668
企業債元利償還補助	10,129	21,453	19,146	17,775
救急医療経費補助	3,341	6,906	8,893	9,281
高度医療経費補助	3,994	6,883	8,995	10,016
基礎年金拠出金公的負担補助	419	861	1,336	1,327
その他	18,260	50,195	35,110	34,453
計	45,817	87,393	74,044	73,520
(参考)地方交付税の算入額	6,950	14,673	18,244	17,554

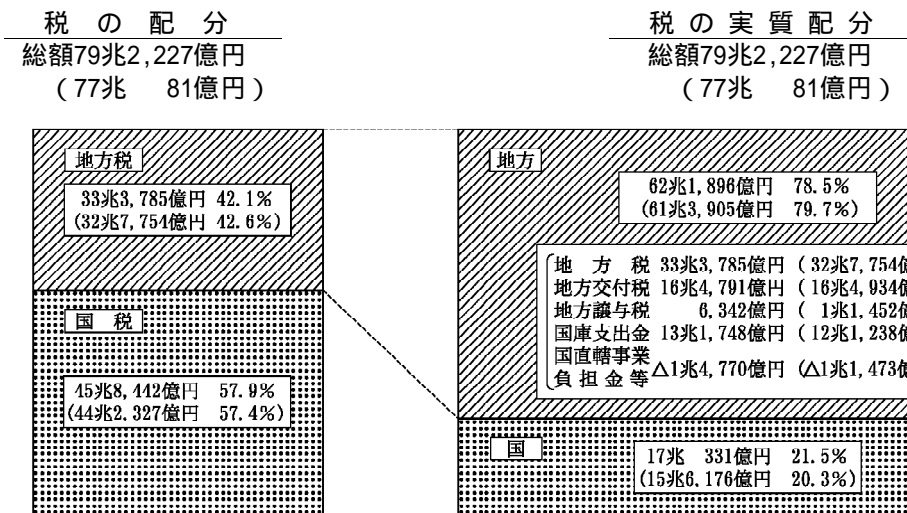
(注) 2～12年度は、さいたま市を除いた12市計である。

税制の改正

1 税の配分の実質配分とのかい離

国と地方の間の租税の配分は、平成14年度において国税57.9%に対し地方税は42.1%にすぎないが、地方交付税や国庫支出金など国から地方への交付分を含めた実質配分では、これが21.5対78.5と逆転しており、地方独立税源の不十分さを物語っている。

国・地方における租税の配分状況（平成14年度決算）



- (注) 1 ()書は平成16年度の国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
2 地方交付税には、地方特例交付金（平成14年度9,036億円、平成16年度11,408億円）を含む。

(参考) 国税：地方税 = 1 : 1 とするための税源移譲のパターン例

	例1	例2
所得税から個人住民税へ	個人住民税の税率を10%の一定税率とする。 (移譲見込額)約2.8兆円	
消費税から地方消費税へ	現行の消費税4%：地方消費税1%から税源移譲し、消費税3%：地方消費税2%とする。 (移譲見込額)約2.5兆円	現行の消費税4%：地方消費税1%から税源移譲し、消費税3.6%：地方消費税1.4%とする。 (移譲見込額)約1.0兆円
法人税から法人住民税へ	法人市町村民税への配分割合を現行の8.7%から11.1%に引き上げる。 (移譲見込額)約0.4兆円	法人市町村民税への配分割合を現行の8.7%から20.0%に引き上げる。 (移譲見込額)約1.9兆円
移譲額計	約5.7兆円	約5.7兆円

(注) 移譲総額は平成16年度予算・地方財政計画ベースで計算した。

2 市町村とくに大都市における税収入の伸び悩み

(1) 大都市税収の伸びの低さ

現行市町村税が、法人所得課税や消費・流通課税等の都市的税目に乏しいため、大都市における税収の伸張率は、人口1人当たりの税額でみると、市町村平均にも及ばない低い状況である。

人口1人当たり税額の伸張率比較

(昭和30年度：100)

区 分	人 口		税 収					人口1人当たりの税額				
	全国	うち指定都市	税収総額	国	道府県	市町村	うち指定都市	税収総額	国	道府県	市町村	うち指定都市
昭和35年度	106	118	193	192	237	169	190	183	182	225	160	160
昭和40年度	111	137	366	350	532	327	393	331	316	481	295	286
昭和45年度	115	147	874	830	1,435	699	828	760	721	1,247	607	564
昭和50年度	123	158	1,719	1,549	2,630	1,828	2,050	1,392	1,254	2,131	1,480	1,297
昭和55年度	129	163	3,359	3,030	5,024	3,628	3,941	2,607	2,351	3,901	2,815	2,419
昭和60年度	133	170	4,740	4,181	6,937	5,594	5,911	3,566	3,145	5,221	4,207	3,471
平成2年度	136	177	7,302	6,705	10,637	7,596	8,209	5,384	4,944	7,847	5,599	4,635
平成7年度	138	180	6,726	5,870	9,455	8,433	8,906	4,890	4,267	6,878	6,128	4,961
平成12年度	139	183	6,698	5,631	10,595	8,516	8,770	4,816	4,049	7,623	6,122	4,781
平成14年度	140	185	6,012	4,896	9,384	8,351	8,495	4,309	3,510	6,730	5,984	4,581

(注) 1 国税は租税及び印紙収入(昭和55年度までは日本専売公社納付金を含む)で、地方税はいずれも税収のみで、地方譲与税、地方交付税及び交付金は含まない。

2 人口は、昭和30・35・40年度は各年度の3月31日現在住民登録人口、昭和45年度以降は各年度の3月31日現在住民基本台帳人口である。

(2) 歳入中に占める税収入の割合の低下

市町村においては、近年その財政需要がますます増大している反面、税収の伸びが低いため、歳入中に占める税収入の割合をみると、昭和30年度には44.7%であったものが、平成14年度では34.4%に低下している。

市町村の歳入中に占める税収入の割合の推移

(単位：%)

区 分	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成14年度
税収入の割合	44.7	37.2	30.1	40.5	33.6	34.4

(3) 市町村税の地位の低下

ア 市町村における税収入の伸びは道府県に比し低い状況にあり、都市における財政需要の増嵩に即応した税源の配分が不十分であることを示している。

税収入の伸び率比較

区 分	昭和30年度 (A)	平成14年度 (B)	伸び率 (B) / (A)
道 府 県	1,471 億円	138,034 億円	93.8 倍
市 町 村	2,344	195,750	83.5

イ 大都市における財政需要の増大に見合うべき自主財源が乏しいことは、指定都市のほぼ全てが、地方交付税の交付団体となっている現状からも明白である。

(4) 減税施策の影響

減税施策は、市町村税を中心に実施されており、これも市町村税収の相対的な伸びの低さの一因となっている。

減税施策による市町村税の減収額（昭和60年度～平成16年度）

（単位：億円）

区分	市町村民税	固定資産税	市町村たばこ税	電気税	ガス税	木材引取税	特別土地保有税	事業所税	都市計画税	計	(参考)道府県税
昭和60年度	98	3	-	-	-	-	94	-	-	195	218
昭和61年度	17	14	-	-	-	-	-	2	-	33	19
昭和62年度	4,709	39	-	-	-	-	-	-	-	4,748	2,988
昭和63年度	52	79	-	-	-	-	-	-	22	153	160
平成元年度	6,234	-	308	4,530	93	14	-	-	-	11,179	12,479
平成2年度	426	-	-	/	/	/	-	-	-	426	585
平成3年度	5,916	236	-	/	/	/	-	-	76	6,228	1,552
平成4年度	258	-	-	/	/	/	-	-	-	258	120
平成5年度	5	141	-	/	/	/	-	-	-	146	428
平成6年度	12,217	100	-	/	/	/	-	-	-	12,317	4,855
平成7年度	12,820	3	-	/	/	/	-	-	-	12,823	3,781
平成8年度	4,266	17	-	/	/	/	-	-	2	4,285	2,801
平成9年度	-	499	-	/	/	/	-	-	25	524	2,764
平成10年度	9,282	68	-	/	/	/	331	-	1	9,682	4,894
平成11年度	11,330	45	-	/	/	/	62	-	1	11,438	10,606
平成12年度	896	332	-	/	/	/	-	-	52	1,280	1,776
平成13年度	209	34	-	/	/	/	24	-	2	269	530
平成14年度	9	1	-	/	/	/	20	-	-	30	68
平成15年度	1,682	78	-	/	/	/	354	398	0	2,512	2,661
平成16年度	166	28	-	/	/	/	-	-	0	194	582

(注)1 地方財政計画等における平年度ベースの額である。

2 平成9年度の道府県税の減収額は、平成6年11月の税制改革に伴う市町村の減収に対する税源移譲等によるものである。

3 平成10年度の市町村民税及び道府県税の減収額のうち、法人住民税及び法人事業税に係るものは、名目経済成長率1.75%の場合の減収額である。

3 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足

地方自治法第252条の19などによる「大都市の事務配分の特例に基づく財政需要」の額は、平成16年度予算で5,357億円にのぼり、それに要する一般財源は3,608億円に達しているが、これに対する税制上の措置は、道路特定財源としてその一部について講じられているにすぎず、2,332億円の税制上の措置不足額を生じている。

なお、この他に社会教育施設、試験研究施設及び大学の運営費など「都市圏の母都市としての財政需要」と交通事情、公害対策などの観点から「大都市として割高につく事業費」がある。

大都市の事務配分の特例に基づく財政需要（平成 16 年度予算）

（単位：億円）

項 目		経 費	一 般 財 源
(1) 地方自治法に基づくもの		1,861	1,340
(2) その他の法令に基づくもの		3,496	(1,276) 2,268
内 訳	国・道府県道の管理	2,666	(1,276) 1,628
	土木出張所	333	290
	衛生研究所	71	60
	定時制高校人件費	107	106
	道府県費教職員の任免・研修	47	44
	その他	272	140
計		5,357	(1,276) 3,608

- (注) 1 国・道府県道の管理の一般財源上段()書は、道路特定財源(地方道路譲与税、石油ガス譲与税、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金)の内書である。
2 その他とは、駐車場、宅地規制、都市緑地保全、老人保健及び一・二級河川維持管理である。

4 具体的要望の説明 - 都市税源拡充の必要性 -

(1) 市町村税における所得課税の配分割合の少なさ

ア 個人所得課税

個人市町村民税は、安定性をそなえた市町村の基幹税目として、極めて重要な地位を占めている。

しかしながら、個人所得課税の市町村への配分割合は、現行の個人市町村民税が、所得税に比べ低い税率になっていることなどによって、24.9%にすぎない。

個人所得課税の配分状況（平成 16 年度）

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額 億円	配分割合 %
国	所 得 税	138,100	64.2
道府県	道府県民税所得割	21,329	9.9
	個人事業税	2,100	1.0
	計	23,429	10.9
市町村	市町村民税所得割	53,417	24.9
合 計		214,946	100.0

（注）所得税は平成15年度当初予算額である。

利子所得、上場株式等の配当所得及び源泉徴収口座内の株式等譲渡所得に対する課税のしくみ

所 得 税	住 民 税（道府県民税）
源泉分離課税 税率15%	利子割、配当割及び株式等譲渡所得割 税率 5% （利子割については収入の 5 分の 3 相当額、配当割及び株式等譲渡所得割については収入の100分の68相当額を市町村に交付）

（注）平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間の上場株式等に係る配当所得に対する配当割及び平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間の源泉徴収口座内の株式等の譲渡に係る譲渡所得に対する株式等譲渡所得割については、軽減税率（3%）が適用され、この期間は、収入の3分の2相当額が市町村に交付される。また、この期間は、所得税にも軽減税率（7%）が適用される。

株式等譲渡所得に対する課税のしくみ

所 得 税	住 民 税	
	道府県民税所得割	市町村民税所得割
申告分離課税 税率 15%	申告分離課税 税率 1.6%	申告分離課税 税率 3.4%

- （注）1 上場株式等以外の株式等については、平成15年12月31日以前の譲渡所得に対する税率は、所得税20%、道府県民税所得割2%、市町村民税所得割4%である。
- 2 平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間に、上場株式等を譲渡した場合には、その譲渡所得に対する税率を軽減（所得税7%、道府県民税所得割1%、市町村民税所得割2%）することとされている。
- 3 源泉徴収口座内の株式等譲渡所得を除く。

イ 法人所得課税

都市は、企業活動とこれに伴う人口の流動激化により、都市施設の整備及び生活環境の改善のため、ばく大な投資を行っている。さらに、社会情勢の変化に伴い、社会福祉施策など各種行政に対する住民の要請も著しく高まっており、大きな財源を必要としている。

しかしながら、都市的税目である法人所得課税の市町村への配分割合は、わずか8.7%と極めて低い。

法人所得課税の税率の比較

(単位：%)

区 分		課税標準	表面税率	実効税率	配分割合
国	法人税	法人所得	30	27.98	70.8
道府県	法人事業税	法人所得	7.2	6.72	17.0
	道府県民税法人税割	法人税額	5	1.40	3.5
	計			8.12	20.5
市町村	市町村民税法人税割	法人税額	12.3	3.44	8.7
合 計				39.54	100.0

- (注) 1 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 資本金が1億円を超える法人の場合である。

(参考)

実効税率の国際比較

(単位：%)

国 別	実効税率
ドイツ	38.47
イギリス	30.00
アメリカ	40.75
フランス	33.33
日本	39.54

- (注) 1 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2 アメリカはカリフォルニア州の例である。
3 ドイツ、フランスについては付加税を含んでいない。付加税を含んだ実効税率は下記のとおり。
ドイツ 39.69
フランス 34.33
4 諸外国については、2003年1月現在の税制に基づく。

法人所得課税(平成16年度)

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額
国	法人税	94,070 億円
道府県	法人事業税	35,801
	道府県民税法人税割	5,417
	計	41,218
市町村	市町村民税法人税割	14,354
合 計		149,642

(2) 消費・流通課税の配分割合の低さ

安定的な税源である消費・流通課税は、大都市において消費・流通活動が活発に行われているにもかかわらず、市町村への配分割合はわずか 4.0 %と極めて低い。

消費・流通課税の配分割合（平成 16 年度）

区 分	国の予算額又は 地方財政計画額 億円	配分割合 %
国 税	183,748	71.8
道 府 県 税	61,767	24.2
市 町 村 税	10,299	4.0
合 計	255,814	100.0

（注） 国税は平成16年度当初予算額、地方税は平成16年度地方財政計画額である。

国 税・地 方 税 の 税 目

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税	個人住民税 個人事業税 法人住民税 法人事業税 道府県民税利子割 道府県民税配当割 道府県民税株式等譲渡所得割	消費・流通課税	消費税 酒税 たばこ税 揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税 関税 とん税 地方道路税 特別とん税 電源開発促進税 たばこ特別税	地方消費税 道府県たばこ税 市町村たばこ税 軽油引取税 自動車取得税 ゴルフ場利用税 入湯税 自動車税 軽自動車税 鉱産税 狩猟税 鉱区税
資産課税等	相続税 贈与税 印紙税 登録免許税	不動産取得税 固定資産税 都市計画税 事業所税 水利地益税 等			

(3) 定額課税の税率の現状

特別とん税など定額で課税されているものは、相当期間にわたって税率が据え置かれている。

税率が据え置かれている税目

特別とん税 (昭和39年度～)

区 分	税 率
入港ごと	20円
一時納付	60円

事業所税 (昭和 61.4.1～)

区 分	税 率
資 産 割	600円

法人等の市民税 (均等割) (昭和 59.4.1～)

資本等の金額	従業者数	税率 (年額)
50 億 円 超	50 人 超	300万円
	50 人 以下	41万円
10 億 円 超 50 億 円 以下	50 人 超	175万円
	50 人 以下	41万円
1 億 円 超 10 億 円 以下	50 人 超	40万円
	50 人 以下	16万円
1 千 万 円 超 1 億 円 以下	50 人 超	15万円
	50 人 以下	13万円
1 千 万 円 以下	50 人 超	12万円
上記以外の法人等		5万円

(注) 従業者数が50人以下の法人等()については、平成6年度税制改正により、税率がそれぞれ1万円引き上げられた。
(平成6.4.1～)

軽自動車税 (例) (昭和 59 年度～)

車 種		税 率
原動機付自転車		50cc 以下 1,000円
軽自動車	(2 輪)	125cc 超 250cc 以下 2,400円
	(4 輪)	乗 用 自 家 用 7,200円
		貨物用 自 家 用 4,000円

個人の市民税 (平成 8 年度～)

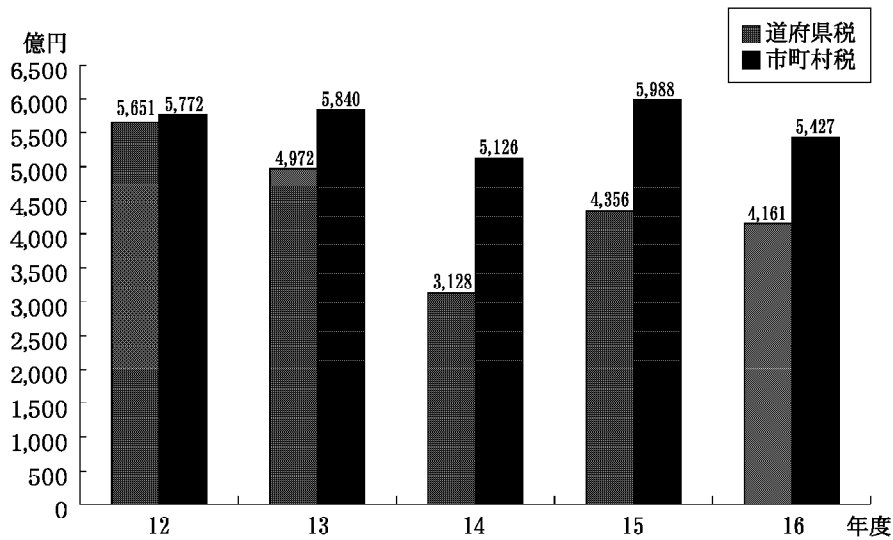
区 分	税 率 (年額)
均 等 割	3,000円

(注) 平成16年度に人口段階に応じた税率区分が廃止されたが、指定都市の税率は平成8年度から据え置かれている。

(4) 租税特別措置等による市町村税の減収

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置による地方税の減収見込額は、次表のとおりとなっており、地方税特に市町村税減収の一因となっている。

非課税措置等による地方税の減収見込額（平成12年度～平成16年度）



(単位：億円)

区分 年度	道府県税					市町村税				地方税計
	国税の租税特別措置によるもの		地方税の非課税等特別措置によるもの		計	国税の租税特別措置によるもの	地方税の非課税等特別措置によるもの		計	
	道府県民税	事業税	道府県民税	事業税			市町村民税	市町村民税		
12	2,729	1,729	409	784	5,651	1,310	893	3,569	5,772	11,423
13	2,445	958	748	821	4,972	1,063	1,527	3,250	5,840	10,812
14	984	847	397	900	3,128	987	867	3,272	5,126	8,254
15	1,149	1,719	421	1,067	4,356	1,801	929	3,258	5,988	10,344
16	1,125	1,557	369	1,110	4,161	1,687	801	2,939	5,427	9,588

- (注) 1 交際費課税の特例による増収分は含まれていない。
 2 平成12年度に道府県税減収見込額が急増した要因は、「老人等の少額預金の利子の非課税措置」適用額の増加によるものである。(適用見込額：2,186億円)

(5) 市町村道路特定財源比率の低さ

大都市における道路整備事業費に占める道路特定財源比率は国・道府県道分が59.7%であるのに対し、市道分は28.6%と極めて低い。

また、市町村道の整備状況をみると、改良率及び舗装率は一般国道がいずれも90%近くに及び、道府県道がそれぞれ64.5%、57.6%であるのに比し、市町村道は改良率52.8%、舗装率17.3%と著しく立ち遅れている。

道路整備事業費の財源内訳（平成 16 年度予算）

（単位：億円）

区 分	事業費	財 源 内 訳									
		地方道路 譲与税	石油ガス 譲与税	自動車重 量譲与税	軽油引取 税交付金	自動車取得 税交付金	道路特定 財源計	地方債 その他	一般財源	市 費 計	
大 都 市 分	国・道府県道	2,142	128	15	0	1,003	132	(59.7) 1,278	647	217	(40.3) 864
	市 道	3,134	145	0	393	0	359	(28.6) 897	1,457	780	(71.4) 2,237
	計	5,276	273	15	393	1,003	491	(41.2) 2,175	2,104	997	(58.8) 3,101

（注）（ ）内は財源負担率（%）を示す。

道路整備状況（平成 14 年 4 月 1 日現在）

区 分	実延長 (A)	改 良 済		舗 装 済		
		実延長 (B)	改良率 (B)/(A)	実延長 (C)	舗装率 (C)/(A)	
一 般 国 道	53,866km	48,409km	89.9%	48,168km	89.4%	
道 府 県 道	128,554	82,918	64.5	74,040	57.6	
内 訳	主要地方道	57,585	42,399	73.6	39,238	68.1
	一般道府県道	70,969	40,519	57.1	34,802	49.0
市 町 村 道	987,943	521,453	52.8	170,838	17.3	
合 計	1,170,363	652,780	55.8	293,046	25.0	

（注）1 国土交通省道路局編「道路統計年報（2003年版）」による。

2 舗装済は、簡易舗装を除く。

市町村道路特定財源の税率一覧

税 目	課税主体	配 分 先	暫 定 税 率	暫定税率の適用期限
地方道路税	国	都 道 府 県 指定都市・市町村	5,200円/紺（本則4,400円）	平成 20 年 3 月 31 日
自動車重量税	国	指 定 都 市 市 町 村	（例）自家用乗用自動車 自重0.5トンごとに6,300円（年）（本則2,500円）	平成 20 年 4 月 30 日
軽油引取税	都道府県	指 定 都 市	32,100円/紺（本則15,000円）	平成 20 年 3 月 31 日
自動車取得税	都道府県	指 定 都 市 市 町 村	自家用 取得価額の5%（本則3%） （営業用・軽自動車は本則税率）	平成 20 年 3 月 31 日
石油ガス税	国	都 道 府 県 指 定 都 市	暫定措置なし （本則17.5円/kg又は9,800円/紺）	-

(6) 日本銀行の国庫納付金にかかる適切な措置

日本銀行納付金は、本来益金であるにもかかわらず、日本銀行法により所得計算上損金に算入される特例措置がとられており、法人市民税の課税対象となっていないので、納付金の多寡により地方税収入に著しい変動をもたらしている。

日本銀行に対する地方税の課税状況及び日本銀行納付金の納付状況

(単位：億円)

事業年度		純益金	法人税	地方税	納付金
3	上期(4月～9月)	13,034	1,940	1,007	6,480
	下期(10月～3月)	17,683	3,097	1,814	8,678
4	上期	13,471	140	79	11,980
	下期	9,281	32	18	9,140
5	上期	9,168	4	2	9,387
	下期	4,811	0	0	7,134
6	上期	1,609	0	0	4,238
	下期	4,561	0	0	5,583
7	上期	10,268	0	0	6,690
	下期	6,168	1,380	732	0
8	上期	7,606	971	515	4,740
	下期	9,674	1,230	652	6,006
9	上期	10,465	972	557	7,388
	下期	7,407	2,372	1,295	87
10	4月～3月	(経常利益) 17,994	1	1	14,360
11	4月～3月	(経常利益) 11,925	0	0	10,858
12	4月～3月	(経常利益) 14,595	0	0	12,581
13	4月～3月	(経常利益) 14,832	0	0	13,904
14	4月～3月	(経常利益) 6,620	0	0	5,053
15	4月～3月	(経常利益) 222	120	50	472

(注) 1 「日本銀行の事業概況」による。

2 平成10年4月1日改正日本銀行法の施行に伴い、日本銀行の事業年度の期間は、平成9年度までの6月から平成10年度以後は1年に変更された。

3 地方税の額については、東京都及び大阪府の外形標準課税による法人事業税分を除外している。

日本銀行国庫納付金算定方法

収	益
費	用
利	益(-)
納税引当金(課税対象)	
内部留保	
{	償却準備金 { 外国為替変動準備金.....(課税対象)
	{ 貸倒引当金.....(非課税) 法人税法52
	法定積立金(剰余金の100分の5、日銀法53)(課税対象)
	別途積立金(財務大臣の許可 " 53)(課税対象)
	配当金(年100分の5以内 " 53)(課税対象)
当期剰余金(- - -)	国庫納付金(日銀法53).....(非課税)
└ 課税所得の算定上損金に算入される。(日銀法53)	

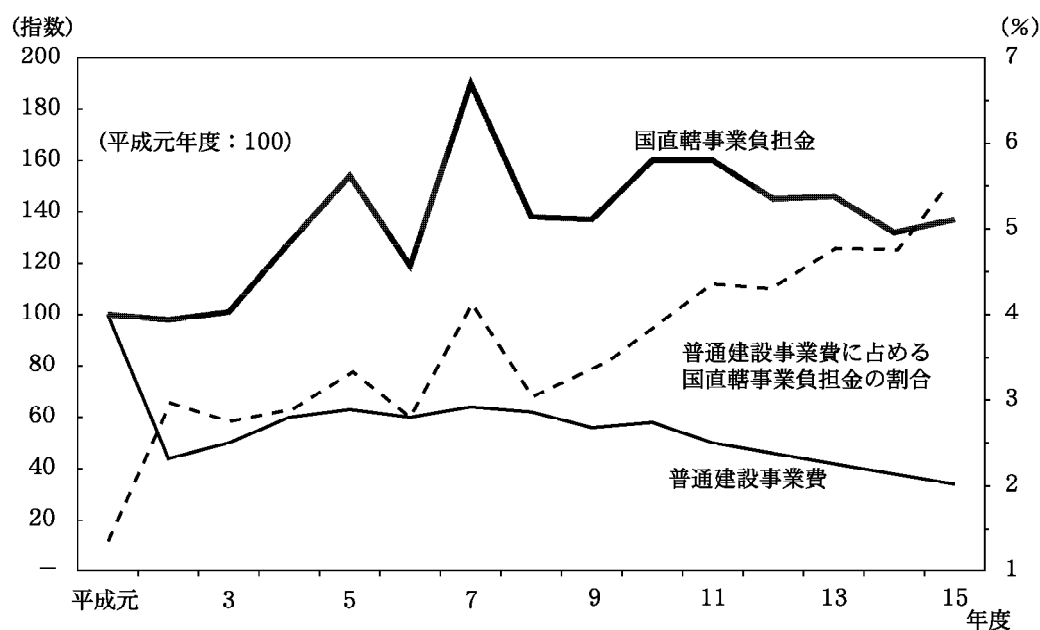
国庫補助負担金制度等の実情

(1) 国直轄事業負担金の現状

国の直轄事業は、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、その範囲については客観的な基準等により、明確化を図るとされているにもかかわらず、情報開示や国との意見交換も不十分なまま、負担金の支出が義務付けられている。

また、近年、地方公共団体の公共事業関連予算が大幅な減少傾向にあるのに対し、国直轄事業はほぼ横ばいで推移しているため、国直轄事業負担金の占める割合は、年々増大している。

普通建設事業費と国直轄事業負担金の伸びの比較（普通会計ベース）



(注) 平成元年度から平成12年度まではさいたま市を除いた12市計である。

(2) 超過負担の実態

国庫補助事業における補助基本額が実態と見合わないため、多大の超過負担を強いられ、これが地方財政圧迫の大きな要因となっている。平成16年度の大都市超過負担額は、主な国庫支出金対象事業だけで総額464億円に達し、これに伴う国の補助金252億円に相当する額が一般財源の負担過重となっている。

主な国庫支出金対象事業における超過負担の調べ（平成16年度予算）

（単位：億円）

事業別	あるべき補助基本額 (A)	補助基本額 (B)	(B)の財源内訳			超過負担額 (A) - (B)	左に対するあるべき補助金
			補助金	その他の特定財源	一般財源		
保育所運営費	1,231	917	458	0	459	314	157
特別養護老人ホーム建設費	188	89	48	12	29	99	75
ごみ処理施設整備費 (工場建設費)	15	14	6	7	1	1	1
小・中学校校舎建設費	188	147	59	74	14	41	16
小 学 校	135	109	44	55	10	26	10
中 学 校	53	38	15	19	4	15	6
小・中学校屋内運動場建設費	39	30	13	15	2	9	3
小 学 校	25	20	8	11	1	5	2
中 学 校	14	10	5	4	1	4	1
計	1,661	1,197	584	108	505	464	252

超過負担の具体例（平成 16 年度予算）

事業別		実施見込	補助基準	差引超過負担	
保育所運営費	児童 1 人当たり月額(円)	64,869	46,233	18,636	
特別養護老人ホーム建設費	1 m ² 当たり単価(円)	180,981	92,897	88,084	
	全床面積(m ²)	5,117	4,734	383	
ごみ処理施設整備費(工場建設費)	1 t 当たり単価(千円)	40,806	32,446	8,360	
小・中学校校舎建設費	小学校	1 m ² 当たり単価(円)	221,807	173,604	48,203
		全床面積(m ²)	7,010	6,367	643
	中学校	1 m ² 当たり単価(円)	231,888	144,345	87,543
		全床面積(m ²)	3,683	3,386	297
小・中学校屋内運動場建設費	小学校	1 m ² 当たり単価(円)	251,390	198,645	52,745
		全床面積(m ²)	1,646	1,636	10
	中学校	1 m ² 当たり単価(円)	297,877	220,731	77,146
		全床面積(m ²)	1,264	1,128	136

(注) 数値は、13市の平均値であり、未決定の補助基準単価は、各市の予算単価を使用した。

地方債の発行条件の改善

都市施設の整備や近年の累次の景気対策等に伴い、公債費が急増しているほか、過去に高金利で借り入れた政府資金等の償還が大都市の財政運営にとって多大の負担となっている。

政府資金及び公庫資金の利率別借入残高
(平成15年度決算見込 指定都市合計)

(単位：億円、%)

		3%以下		3%～5%		5%～7%		7%超		残高 合計
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	
普通会計	政府資金	31,079	62.4	12,313	24.7	4,825	9.7	1,594	3.2	49,811
	公庫資金	4,568	65.9	1,937	27.9	408	5.9	23	0.3	6,936
	計	35,647	62.8	14,250	25.1	5,233	9.2	1,617	2.9	56,747
公営企業 会計等	政府資金	25,588	40.8	17,541	28.0	11,453	18.2	8,153	13.0	62,735
	公庫資金	21,680	50.9	9,622	22.6	7,923	18.6	3,356	7.9	42,581
	計	47,268	44.9	27,163	25.8	19,376	18.4	11,509	10.9	105,316
合計	政府資金	56,667	50.3	29,854	26.5	16,278	14.5	9,747	8.7	112,546
	公庫資金	26,248	53.0	11,559	23.4	8,331	16.8	3,379	6.8	49,517
	計	82,915	51.2	41,413	25.5	24,609	15.2	13,126	8.1	162,063

